

第七十二回 参議院災害対策特別委員会会議録第九号

昭和四十八年七月十一日(水曜日)

午後一時二十二分開会

委員の異動

七月十日

辞任

藤原 房雄君

補欠選任

宮崎 正義君

出席者は左のとおり。

委員長

秋山 長造君

理事

古賀雷四郎君

高橋雄之助君

中村 英男君

上林繁次郎君

委員

梶木 又三君

佐藤 隆君

柴立 芳文君

濱田 幸雄君

八木 一郎君

宮崎 正義君

藤井 恒男君

星野 力君

大原 亨君

宇田 國榮君

高島 修君

村山 喜一君

中島 博君

衆議院議員

災害対策特別委員長

災害対策特別委員代理理事

災害対策特別委員代理理事

災害対策特別委員代理理事

事務局側

常任委員会専門員

中島 博君

本日の会議に付した案件

○活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案(衆議院提出)

○小委員長補欠選任の件

○委員長(秋山長造君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として宮崎正義君が委員に選任されました。

○委員長(秋山長造君) 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者、衆議院災害対策特別委員長大原亨君から趣旨説明を聴取いたします。大原君。

○衆議院議員(大原亨君) 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案につきまして、提案の趣旨とその概要を御説明申し上げます。

わが国は、地理的、気象的悪条件に災いされ、年々歳々おびただしい風水害等の自然災害をこうむり、その被害がきわめて甚大と相なっております。すなわち、その被害がきわめて甚大と相なっております。すなわち、その被害がきわめて甚大と相なっております。すなわち、その被害がきわめて甚大と相なっております。

わが国は、地理的、気象的悪条件に災いされ、年々歳々おびただしい風水害等の自然災害をこうむり、その被害がきわめて甚大と相なっております。すなわち、その被害がきわめて甚大と相なっております。すなわち、その被害がきわめて甚大と相なっております。

山の恵みを活用せんとして人が集まり、施設をつくるため、一たび火山が活動すると以前には考えられなかったような災害の発生が予想されるのであります。

いづゆる一般災害の対策及び予防につきまして、は災害対策基本法をはじめ、各種の法律並びに行政運用により対策が講ぜられているところであります。残念ながら活動火山による災害及びその予防につきましては、従来十分な措置が講じられておりません。火山爆発の予知の困難性及び爆発の態様によつては、相当悲惨な事態を招くことも考えられることから、事前に避難施設等を整備し、考えられる対策を樹立するの必要にかられているところであります。そこで、今次の採決の爆発に伴い発生しております被害の実態等にかんがみ、これを契機に所要の立法措置を講じようとするものであります。

次に、本法案の内容についてその概要を申し上げます。

まず、本法案の目的は、火山の爆発により著しい被害を受け、または受けるおそれがあると認められる地域について、避難施設を整備することによりまして住民等の生命及び身体を安全をはかることと、住民生活をささえております農業についての防災施設等を整備すること等によりまして、民生の安定に寄与しようとするものであります。

第二は、避難施設緊急整備地域の指定についてであります。内閣総理大臣は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害が生じ、または生ずるおそれがある地域でその被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定を行ない、これを公示することといたしております。

第三は、避難施設緊急整備計画の策定等についてであります。

地域指定を受けた区域を持つ関係都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けるものといたしております。

なお同計画には、

一、道路又は港湾の整備に関する事項

二、広場の整備に関する事項

三、避難場所その他の避難施設の整備に関する事項

四、学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項

五、その他政令で定める事項

について定めるものといたしております。

なお、同計画に基づく事業は、法律の規定により国等が実施するものを除いて、市町村が実施するものとしております。

第四は、財政上の措置についてであります。

避難施設緊急整備計画に基づく事業につきましては、国は、毎年度財政の許す範囲内において、必要な経費を予算に計上することを義務づけるとともに、地方公共団体等に対しましては、補助金の交付、資金の融通、あっせん等、必要な措置を講ずることができるといたしております。

また、当該事業にかかわる地方公共団体の必要な経費につきましては、地方財政法第五条に該当しないものにつきましても地方債をもって、その財源とすることができるとし、国が資金運用部資金等をもって引き受けるものといたしております。

第五は、防災官民施設整備計画についてであります。火山災害の特殊性の一つは、相当長期間にわたる降灰等により、農作物等に甚大な被害を及ぼすこととあります。都道府県知事は、避難施設緊急整備地域またはその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作



(補助等)

第九条 国は、防災官農施設整備計画に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(被害農林漁業者に対する資金の融通に関する措置)

第十条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地域において火山の爆発により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行なわれるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(火山現象の研究及び観測のための施設等の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備に努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(災害対策基本法の一部改正)

2 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第三条第一項に規定する避難施設緊急整備計画及び同法第八条第一項に規定する防災官農施設整備計画

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十八年度約三億円の見込みである。

昭和四十八年七月十八日印刷

昭和四十八年七月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局